

報告第 8 号

専決処分の報告について《京丹後市峰山庁舎改修工事（電気設備工事）請負契約の変更について》

変更契約の締結について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 3 月 12 日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第7号

専決処分書

変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月20日

京丹後市長 中山 泰

京丹後市峰山庁舎改修工事（電気設備工事）請負契約の変更について

令和6年10月4日京丹後市議会（9月定例会）において議決のあった京丹後市峰山庁舎改修工事（電気設備工事）請負契約の一部を下記のとおり変更する。

記

契約金額中「297,000,000円」を「311,513,400円」に、「27,000,000円」を「28,319,400円」に変更する。

(参考資料)

1 工事概要

京丹後市峰山庁舎改修工事（電気設備工事）について、労務単価及び資材単価の変動等による変更する。

(1) 主な変更の概要

ア 労務単価及び資材単価の変動による変更

イ 現場精査による配線経路及び接続盤等の変更